

公園における公民連携(PPP)手法について

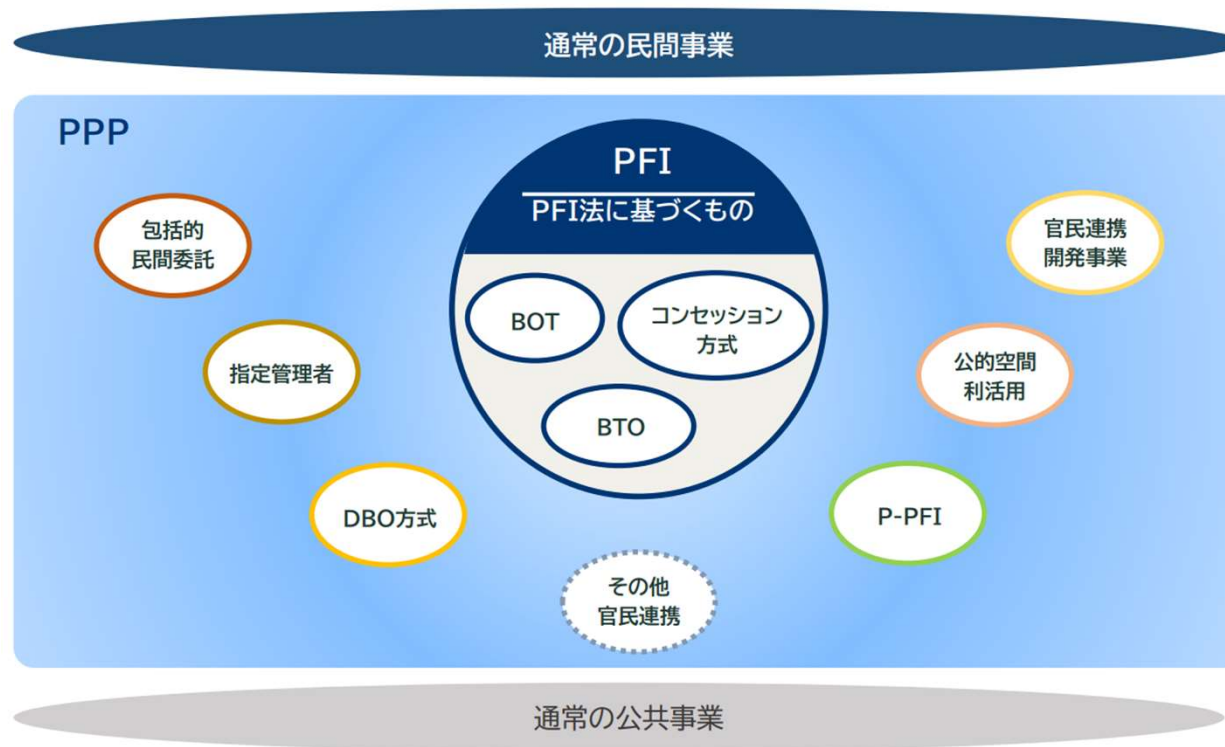
	①指定管理者制度	②設置管理許可制度	③PFI事業	④Park-PFI	⑤PMO事業
概要	・利用許可を含め、公園全体を一括して管理 ・公園における公民連携の基本的なスタイル	・事業者の発意により、個別の公園施設を設置、管理 ・収益施設の設置も可能	・民間の資金調達の枠組みを利用し、個別の施設を設置、管理	・②設置管理許可の発展 ・公募により、公園施設と合わせて周辺施設の整備も可能	・①指定管理者と②設置管理許可を併せて適用 ・長期の指定管理により、魅力向上を含めた全体的なマネジメントを実施
実施例	ほぼすべての県立都市公園 (26公園)で実施	保土ヶ谷公園 では、文化スポーツ観光局がかながわアートホールを設置	湘南海岸公園 では、新江ノ島水族館をBOO方式で整備	観音崎公園 では、バーベキュー施設に合わせて周辺のトイレの修繕を実施	大阪城公園 では、施設の設置・管理のほか、イベントの企画立案を実施
根拠法令	地方自治法(第244条) 各施設の設置条例	都市公園法(第5条)	PFI法	都市公園法 (第5条の2～9)	地方自治法 都市公園法(第5条)
期間	本県では5年が基本	最長10年	最長30年	最長20年	20年(大阪城公園の場合)
募集方法	原則公募による	原則申請による	原則公募による	公募による	公募による
議決	指定時に要	不要	契約時に要	不要	指定時に要
実施主体の役割	運営・維持管理	整備・運営・維持管理	整備・運営・維持管理	整備・運営・維持管理	整備・運営・維持管理 + 魅力向上
施設の所有権	公園管理者	実施主体 (設置管理の場合)	公園管理者(BTO) 実施主体(BOT/BOO)	施設:実施主体 周辺:公園管理者	原則公園管理者
備考	・東京都の場合、公園の特徴(防災公園・動物園等)に応じて期間を10年としている例がある	・民間事業者でも設置可 ・他自治体ではカフェ(スターバックス)などの設置事例あり	・なぎさの体験学習館(湘南海岸公園)は、BTO方式で整備を行い、県が運営を委託	・設置管理許可期間、施設の建ぺい率、占用許可に関する特例がある ・全国165か所で活用(R5年度末時点)	・実施事例は大阪府・大阪市管理の公園のみ

以下、補足資料

①総論

■ PPP(Public Private Partnership)……

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間とが連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。



①指定管理者制度

- 「公の施設」を対象に、法人その他の団体に管理を行わせる
- （管理委託と比べて）団体の制限がないこと、管理者が利用者に使用許可を与えることができること、利用料金を管理者の収入にできることなどが特徴
- 業務は「指定管理業務」「附帯業務」「自主事業」に分類される
- 管理期間は県の場合5年が基本
 - ・東京都の場合、「政策連携団体が管理する、特に主要な政策等との密接な関連性(防災公園等)」「利用者との関係で長期に安定したサービス提供の必要性(動物園等)」の観点で、必要に応じて10年の管理を認めている

【地方自治法244条1項】

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という)を設けるものとする。

【地方自治法244条の2 第3項】

普通地方公共団体は……条例の定めるところにより、法人その他の団体……に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

Kanagawa Prefectural Gover

業務区分	実施区分	収支の帰属	具体例
指定管理業務 (利用促進事業)	必ず実施	指定管理業務の収支に含める	条例で規定する業務 (公園内のイベント等)
附帯業務	必ず実施	指定管理業務の収支に含める	有料駐車場・自動販売機
自主事業	実施は任意	指定管理業務の収支に含めない	売店・レストラン

■指定管理者のスキームイメージ



(国土交通省資料から)

②設置管理許可制度

- 制度自体は都市公園法制定当初(S31)から存在
- 当初は、「公園管理者が自ら設置・管理することが不適当または困難」なものに限定
- H16の法改正で、「公園管理者以外の者が設置・管理することが公園の機能増進に資する」ものが追加された
→他自治体では全国展開しているカフェ(スタバ)、コンビニ等の設置事例あり

【都市公園法第5条2項】

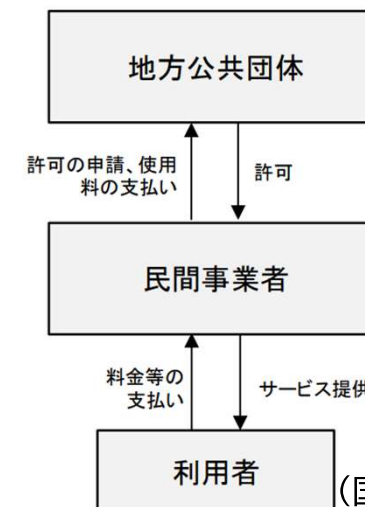
公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

- 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの
- 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

【同第3項】

公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。(後略)

■設置管理許可のスキームイメージ



③PFI事業

■ PFI(Private Finance Initiative)はあくまで資金調達の一形態であり、民間事業者(SPC:Special Purpose Company)が施設整備を行うことそのものの(都市公園法上の)正当性は指定管理者制度・設置管理許可制度で別途担保する必要がある

■ 施設の所有権については様々な類型がある

- BTO(Build-Transfer-Operate)

 - 整備完了後引き渡し

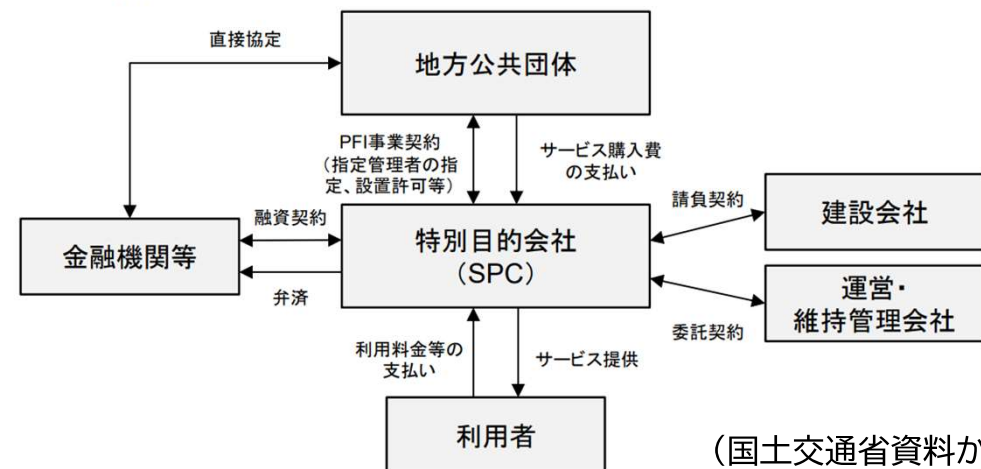
- BOT(Build-Operate-Transfer)

 - 運営期間終了後引き渡し

- BOO(Build-Own-Operate)

 - 引き渡さない

■PFIの事業スキームイメージ



(国土交通省資料から)

④Park-PFI事業

- 収益施設と周辺の公共部分を一体的に整備する
- 公園全体の指定管理者は別に存在(同じでもよい)
- 周辺の公共部分の整備に収益を充当するが、公園管理者が負担することもある
- 公共部分は整備後、公園管理者に引き渡し
- 事業者決定の際には学識の意見聴取要
- 設置管理許可期間、建ぺい率、占用物件設置において特例あり

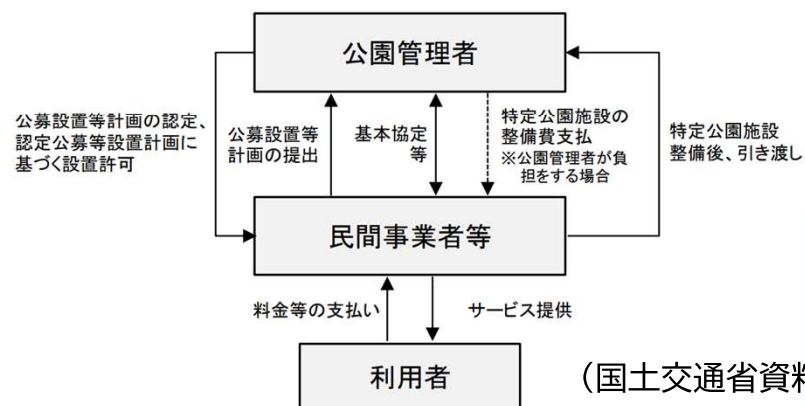
【都市公園法第5条の2】

公園管理者は、飲食店、売店その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、前条第一項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるものについて、公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針を定めることができる。

■P-PFIのイメージ



■P-PFIの事業スキームイメージ



⑤PMO事業

- Park Management Organization
- 指定管理者制度と設置管理許可制度の組み合わせ
- 整備した施設は管理者に引き渡し(寄付)した後、公園施設として指定管理
- 自主事業の必須項目として「魅力向上事業」がある
 - ・ 「新たな公園施設の設置管理(設置管理許可のスキームによる)」
 - ・ 「既存施設の利活用」
 - ・ 「イベントの企画立案」
 - ・ 自主事業なので、利用料金収入を充てることは不可
- 魅力向上事業で設置した施設は、公園管理者が寄附という形で引き取ることが可能

